

令和３年度みえの食マッチング展示交流会及び個別マッチング商談会企画運営業務
業務仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大規模展示交流会の開催中止や規模縮小、訪問営業の自粛など、多くの食関連事業者が商談機会を喪失する事態となっています。

こうした状況下において、「みえの食」の販路を拡大させるためには、展示会や商談会の開催等を通じて、県内事業者のネットワークを拡大させるとともに、商談機会を創出する必要があります。

そこで、国内外に商流を持つバイヤーを招聘し、みえの食マッチング展示交流会を開催するとともに、事前マッチング型の個別商談会を開催することで、県内食関連事業者の販路開拓を支援します。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和３年度みえの食マッチング展示交流会及び個別マッチング商談会企画運営業務

(2) 委託期間

契約日から令和４年３月２５日（金）まで

(3) 事業主体

主催：三重県

共催：百五銀行、三重県信用農業協同組合連合会（ＪＡ三重信連）

(4) 委託内容

①国内向け商談会の開催

- ・国内に商流を持つバイヤーを招へいし、みえの食マッチング展示交流会（以下、「展示交流会」という。）及び事前マッチング形式の個別商談会（以下、「個別商談会」という。）の企画・運営を行ってください。

<展示交流会の概要>

開催日程：令和４年１月中旬 １０：００～１６：００

会場：近鉄主要駅（近鉄四日市駅～松阪駅）周辺（※）の公共施設等のギャラリー ※周辺とは、駅から直線距離で２km圏内とします。

内容：みえの食の販路拡大につなげるため、食関連事業者と流通関係者や飲食・宿泊事業者等幅広い業種の事業者が集まる展示交流会を開催

出展事業者：県内の農林水産事業者、食品製造事業者等
<５０事業者程度>

来場者：飲食・宿泊事業者及び県内外の流通事業者等
<２００名程度（過去実績）>

その他 : 個別商談会も同時に開催してください。新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、展示交流会を中止し、個別マッチング商談会のみで開催とする場合があります。

＜個別商談会の概要＞

開催日程 : 令和4年1月中旬～下旬 のうち1～2日程度

※展示交流会と同時開催とするが、交流会とは別に追加で1日個別商談会を開催することも可能

会 場 : 近鉄主要駅（近鉄四日市駅～松阪駅）周辺の公共施設等のギャラリー

商談会内容 : 事前マッチング型の個別商談会を実施。対面型商談とオンライン型商談を併用して実施する。（新型コロナウイルス感染症拡大の状況によってはオンライン型のみとなる場合あり）

参加事業者 : 県内の農林水産事業者、食品製造事業者等

※参加費は無料（ただし、会場への旅費や商談で使用する商品サンプル代、郵送料等は事業者の実費負担）

＜70事業者程度＞

バイヤー : ①対面型 : 県内の飲食・宿泊事業者及び流通事業者等

②オンライン型 : 県外（首都圏、関西圏、国内主要都市等）の飲食・宿泊事業者及び流通事業者等

＜対面型バイヤー20名、オンライン型バイヤー25名程度＞

※最低商談数は190商談とします。

その他 : 事業者及び対面型バイヤーは会場にて、オンライン型バイヤーは職場等から商談会に参加する。（ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては対面型バイヤーも職場等からオンラインで商談に参加することとなる。）

A. 展示交流会の企画・運営全般

- ・展示交流会当日の運営を行ってください。当日の運営スタッフを手配するとともに、スタッフの役割分担や行動表の作成をしてください。
- ・展示交流会に出展する事業者との連絡調整や問い合わせ対応等を行ってください。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した展示交流会としてください。
- ・展示交流会のレイアウトの調整や椅子、机等の手配に加え、新型コロナウイルス感染症対策の飛沫防止板や消毒等の準備をお願いします。
- ・会場は参加仕様書に記載の条件を満たす会場とし、県と協議のうえ、選定することとします。なお、会場借用料は委託費に含めます。
- ・会場使用・設営費（出展ブース（社名版・机・白布）の設営・撤去費、パーティション設置費、吊り下げ看板・立て看板設置費、配線工事費、電気使用量、音響使用料、ごみ処理費等、会場側の作業にかかる費用）は委託料に含めます。
- ・ブース内で必要な電気配線は、会場と調整し対応して下さい。電気製品使用の有無や消費電力等については出展者と調整してください。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況によっては展示交流会を中止にする可能性があります。開催2か月前を目途に、県と協議のうえ開催の可否を判断します。なお、中止とする場合は、個別商談会や海外向けオンライン商談の商談数を増やす等の対応をしていただきます。詳細は県と協議のうえ決定することとします。

B. 個別商談会の企画・運営全般

- ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した商談会としてください。
- ・商談会のレイアウトの調整や椅子、机等の手配に加え、新型コロナウイルス感染症対策の飛沫防止板や消毒等の準備をお願いします。
- ・オンライン型の商談会で必要となる情報端末（タブレットやWi-Fi 設備等）の手配をお願いします。また、通信環境の確認等、会場での事前の調整をお願いします。
- ・個別商談会の開催前に接続テストを設けてください。
- ・個別商談会の当日の運営を行ってください。
- ・最低商談数は個別マッチングの商談数のみで数えます。展示交流会における商談数は含みません。
- ・会場は参加仕様書に記載の条件を満たす会場とし、県と協議のうえ、選定することとします。なお、会場借用料は委託費に含めます。

C. 展示交流会及び商談会に係るバイヤーとの調整

- ・展示交流会及び商談会に係る事業者やバイヤーとの連絡調整、問合せ対応等を行ってください。なお、委託事業者が提案したバイヤー以外のバイヤー（主催者が推薦するバイヤー等）との連絡調整等についても委託業務に含みます。
- ・オンライン型の個別商談の場合、事前に事業者からバイヤーに対して商品サンプル等を郵送することとなりますが、スケジュールや郵送先の調整等も委託業務に含みます。
- ・参加事業者とバイヤーの商談スケジュールの作成も委託業務に含みます。
- ・県内バイヤーの旅費は委託費に含みます。

D. 展示交流会及び商談会に係る募集案内資料・当日資料等の作成等

- ・展示交流会及び商談会の（事業者向け及びバイヤー向け）募集案内（フライヤー）及び参加申込書の様式を作成してください
- ・展示交流会及び商談会当日資料（事業者の商品カタログ、参加者向け新型コロナウイルス感染症対策マニュアル、通信機器の接続マニュアル、参加者名簿、運営スタッフマニュアル、個別商談会の予定表、当日アンケート等）は委託事業者にて作成及び製本してください。
- ・参加者名簿については、新型コロナウイルス感染症対策として、必ず出展者、来場者、スタッフ等を特定するなど、安全安心について十分配慮してください。

E. 参加事業者に対するアンケート調査

- ・商談会に参加した事業者に対して、当事業に関するアンケートを実施し、商談の成約状況や研修会の内容に関するアンケート結果等を取りまとめ、その分析を行い、業務実施報告書に含めてください。

F. バイヤーに対するアンケート調査

- ・商談会に参加したバイヤーに対して、商品の評価や商品開発に関する助言等のアンケートを実施し、とりまとめてその分析を行い、業務実施報告書に含めてください。

- ・参加事業者に対する助言については、各事業者へフィードバックしてください。

②海外向けオンライン商談会の開催

- ・海外向けオンライン商談会（以下、「海外商談会」という。）の企画・運営を行ってください。

<海外商談会の概要>

開催日程：令和3年12月から令和4年2月の間の3日以上

会場：オンライン（事業者およびバイヤー、通訳が自社等からWEBで商談）

商談会内容：事前マッチング型のオンライン商談会を実施

参加事業者：県内の農林水産事業者、食品製造事業者等

※参加費は無料（ただし、会場への旅費や商談で使用する商品サンプル代、郵送料等は事業者の実費負担）

<40社程度>

バイヤー：海外に商流を持つ飲食・宿泊事業者、流通、商社等のバイヤー

<30社以上>

※最低商談数は120商談とします

主催：三重県

共催：百五銀行、三重県信用農業協同組合連合会（JA三重信連）

A. 海外商談会の企画・運営全般

- ・バイヤーが日本語に対応できない場合は、商談に必要なビジネスレベルの通訳を手配してください。なお、翻訳システムでは不可とします。通訳の報償費・旅費は委託費に含めます。
- ・事業者と通訳が事前に打ち合わせをする機会を設けてください。
- ・主催者が商談の状況をリアルタイムで確認できるシステムとしてください。
- ・海外商談会の開催前に接続テストを設けてください。
- ・海外商談会当日の運営を行ってください。
- ・海外商談会の開催日は3日以上とし、最低商談数を上回る商談数を設定してください。

B. 海外商談会に係るバイヤーの招聘および調整

- ・海外に商流を持つバイヤーを30社以上招聘してください。
- ・商談会に係る事業者及びバイヤーとの連絡調整や問合せ対応等を行ってください。
- ・オンライン型の商談の場合、事前に事業者からバイヤーに対して商品サンプル等を郵送することとなりますが、スケジュールや郵送先の調整等も委託業務に含みます。
- ・事業者とバイヤーをマッチングさせる場合、時差を考慮のうえ調整を行ってください。
- ・参加事業者とバイヤーの商談スケジュールの作成も委託業務に含みます。

C. 商談会に係る募集案内資料・当日資料等の作成等

- ・商談会の（事業者向け及びバイヤー向け）募集案内（フライヤー）及び参加申込書の様式を作成してください

- ・商談会当日資料（事業者の商品カタログ、通信機器の接続マニュアル、参加者名簿、運営スタッフマニュアル、個別商談会の予定表、当日アンケート等）は委託事業者にて作成及び製本してください。

D. 参加事業者に対するアンケート調査

- ・商談会に参加した事業者に対して、当事業に関するアンケートを実施し、商談の成約状況や研修会の内容に関するアンケート結果等を取りまとめ、その分析を行い、業務実施報告書に含めてください。

E. バイヤーに対するアンケート調査

- ・商談会に参加したバイヤーに対して、商品の評価や商品開発に関する助言等のアンケートを実施し、とりまとめてその分析を行い、業務実施報告書に含めてください。
- ・参加事業者に対する助言については、各事業者へフィードバックしてください。

③個別相談会の企画・運営全般

国内向け商談会（展示交流会、個別商談会）及び海外向け商談会の開催と並行して、商談会とは別に、アドバイザーによる商品開発・販路開拓相談会を実施してください。

<個別相談会の概要>

開催日程：国内向け商談会（展示交流会、個別商談会）の当日 及び
海外向け商談会の当日もしくは開催日周辺
会場：展示交流会、個別商談会と同様の会場もしくはオンライン
内容：アドバイザーによる製品の販路開拓や商品開発などの相談会を実施。

- ・アドバイザーを国内向け商談会で2名、海外向け商談会で2名招へいしてください。
- ・海外向け商談会は複数日にまたがることから、商談会開催日当日に相談会を30コマ（1コマ20分）分以上の相談枠を確保してください。
- ・アドバイザーとの連絡調整や相談時間割の作成も委託業務に含まれます。
- ・講師の謝金、交通費等は委託費に含めます。
- ・会場は参加仕様書に記載の条件を満たす会場とし、県と協議のうえ、選定することとします。なお、会場借用料は委託費に含めます。

④「新しい生活様式」に対応した営業方法や商談スキルを学ぶ研修会の企画・運営 商談会の開催前に、三重県内で事業者に対する全体研修等を3回行ってください。

<研修会の概要>

開催日程：商談会開催の1か月前

内容：（a）商談会に係るルール・注意事項等の説明（事業者向け説明会）、
オンラインシステムの操作研修
（b）新型コロナウイルス感染症による消費者ニーズの変化（国内外）、
海外の各地域における輸出等における注意点について
（c）新たな日常下での展示交流会のPR方法、オンライン商談等で有意義と思われる内容の講演について

参加者：商談会の参加事業者

※参加費は無料（ただし、会場への旅費等は事業者の実費負担）

A. 研修内容の調整及び講師等の手配

- ・県と協議のうえ、研修内容の調整や講師の手配、日程調整を行ってください。
なお、講師の謝金、交通費等は委託費に含めます。各回1時間半～2時間程度としてください。なお、(a)～(c)の同日開催も認めます。

B. 研修会場の選定及び会場設営等

- ・研修会場は本県内の会場とし、交通の利便性や駐車場の有無等を考慮し、県と協議のうえ、選定することとします。なお、会場が有料である場合には、委託費に含めます。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンライン型の研修会も可とします。

C. 事業者への研修案内及び事前取りまとめと問合せ等の対応

- ・事業者への研修案内文書及び参加申込書の様式は、委託事業者にて作成し、事前に県に提出してください。県で確認後、事業者への案内を行っていただきます。
なお、参加申込書の提出先は、委託事業者とします。
- ・参加申込及び研修に係る問合せ等の対応等は委託事業者にて行ってください。

D. 研修用テキスト作成

- ・研修で使用するテキストは外部講師等と相談のうえ、委託事業者にて作成してください。

E. 研修当日の運営業務

- ・当日受付、講師への対応、司会進行等、研修運営にかかる一切の業務を行ってください。

F. 研修受講者アンケートの実施

- ・研修の内容及び効果に関するアンケート用紙を県と協議し、作成・実施してください。アンケート回収後は、回答内容を整理して研修の講師及び県に報告してください。

⑤事業実施報告書の作成

- ・委託事業活動を記録するとともに、全体を総括し、考察した内容を記載してください。
- ・記載内容には、以下の内容を織り込むこととします。
 - ア. 事業者及びバイヤーに対して行ったアンケート結果の内容（商談状況、成約件数等も含む）
 - イ. 今回の商談会の検証（特にオンライン型商談会について）
 - ウ. その他
- ・事業実施報告書は、正本1部、副本2部のほか電子データ（CD-ROM等）により提出してください。

⑥その他共通事項

- ・商談会のプレスリリースは3者（県、金融機関）で実施予定ですが、商談会の形式・中身はメディアの興味をひくようなものとするなど、メディアを意識した商談会の企画運営を行ってください。また、プレスリリースの際、目を引くフライヤーの作成などについては、委託事業者の協力をお願いします。

- ・そのほか、メディアのネットワーク等をお持ちの場合は、委託事業者でも声掛けを行っていただき、各種メディアに広く掲載されるよう、効果的な広報活動を実施してください。
- ・業務の実施にあたっては、県と十分な協議を行ってください。
- ・商談会企画運營業務にかかる進捗状況を把握するため、適宜業務の進捗状況を報告してください。また、必要に応じて、3者（県、百五銀行、JA三重信連）と委託事業者で情報共有を目的とした打合せを行います。打合せの内容については、打合せ記録を作成し提出してください。

（5）成果品

業務実施報告書（正本1部、副本2部） 及び
その内容を記録した電子記録媒体（CD-R）（1部）

（6）納入場所 三重県 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

（7）納入期限 令和4年3月25日（金）

3 委託費及び経費等

委託料の範囲で当該事業を行うものとします。

- （1）対象事業は、事業の実施に真に必要なものに限ります。
- （2）事業の実施にあたっては、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」を遵守してください。
- （3）厚生労働省から通知される補助金交付決定額が、三重県から申請した補助金申請額と変更があった場合は、本委託契約を変更するものとします。

4 業務遂行体制

（1）業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします

（2）連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出してください。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

（3）その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務事業者であることが証明できるものを携帯してください。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

6 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとします。

なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が①(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

10 その他、受託上の留意点

◇事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。

◇その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。

◇受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

◇業務遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

◇契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。

◇この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存すること。

◇本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事してい

た者に対する罰則があります。

- ◇本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。
- ◇新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受託者が協議のうえ、委託料を減額する場合があります。

11 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 食の産業振興班

担当 竹川、菊本

TEL 059-224-2458 FAX 059-224-2078

E-mail syokusan@pref.mie.lg.jp